

専門研修プログラムに関する連絡について（第2報）

2023年7月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
専門医認定委員会
委員長 奥本 隆行
認定施設認定委員会
委員長 小室 裕造

本年4月25日（火）に開催されました理事会での決定事項に関して、改めて本会告でも公示いたします。

前号掲載の同会告につづき、専門研修プログラムに関係する統括責任者、プログラム連絡担当者、専攻医の方におかれましては、下記の内容をご確認いただき、ご不明な点がありましたら学会事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

1. ローテーションに関するルール

形成外科研修において、前号でお伝えしましたとおり専門医申請時に申請要件として「地域医療研修」は必須ではなくなりました。

（学会としては地域医療研修を行うこと自体は推奨しています）

ただし、専門医機構の示す整備指針に“一つの基幹施設のみでの完結型の研修ではなく、一つ以上の連携施設と研修施設群を作り循環型の研修を行うものとする”とあることから、上記の地域医療研修は必須ではないことを理由に「単一施設のみでの研修」を認めているわけではございません。

（例：基幹施設で4年間の研修のみとする、など）

単一施設のみでの研修ではなく、必ず『プログラム内連携施設群を通じた循環型研修』を行ってください。

2. 研修中の休暇期間に関するルール

本年3月に専門医機構より指導が入り、形成外科領域においては「産休・育休、疾病などにおける研修中断の期間は**半年まで**を研修期間としてカウントすることが可能」に変更されました。

（変更前は1年 ⇒ “半年”に変更）

上記に関しては本年度の専門医認定試験より適用といたします。

制度の変更により、すでに研修を始められている方に対して不利益が生じることはありませんので、ご安心ください。

ご不明な点や心配がある方は遠慮なく学会事務局までご連絡ください。

3. 10症例の提出許可範囲の拡大

専門医認定委員会、理事会において検討を行い、通常の10症例として提出可能な症例範囲（基幹施設、連携施設において指導医下で自ら執刀した自身の代表経験症例）を一部拡大するこ

とにいたしました。

今後は上記に加え、「専攻医が常勤の連携候補施設に、プログラム指導医が出張で来た際、そのプログラム指導医が専攻医自身の研修プログラム内の基幹施設や連携施設において常勤で按分されていれば、その指導医の指導下で行った症例は **2例までは10症例**として利用可能」とすることにいたしました。

なお、「2023年4月1日以降の症例からの適用とし、過去の症例は認められません」ので、ご注意ください。

こちらも本年度の専門医認定試験より適用といたします。

上記以外に研修プログラムに関する質問などがございましたら、学会事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

一般社団法人日本形成外科学会 事務局

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com